

広財管第90号

平成18年4月12日

広島市監査委員 様

広島市長 秋葉 忠利
(財 政 局 管 財 課)



平成13年度及び15年度包括外部監査結果報告に添えて提出された意見への
対応結果について (報告)

このことについて、別紙のとおり報告します。



監査の対象 出資団体に係る出納その他の事務の執行状況
 対象団体 広島市土地開発公社
 対象事業 広島市土地開発公社が保有する土地の個別的検討

意 見
<u>世代間交流拠点施設用地</u> <u>(先行取得要件について)</u> 広島市土地開発公社による事業用地の先行取得に関しては、広島市は取得要件を満たす必要がある。このうち、「総合計画実施計画で計画されているものであること」という要件について、当該事業用地に関する平成8年3月の実施計画では、3か年の事業費を800万円と記載しているのみとなっている。実施計画上、当該事業用地の取得に関する予算は計画されておらず、実施計画の記載程度で事業用地を取得するための要件を具備しているとなれば、取得要件は形骸化していたと判断せざるを得ない。取得要件については、現行の取得要件が、より厳格なものとなるよう取得要件を追加する必要がある。 (平成15年度分)

対 応 結 果
<u>世代間交流拠点施設用地</u> <u>(先行取得要件について)</u> 平成17年3月に「土地開発公社の長期保有地に関する取扱方針に関する検討会議（以下「検討会議」という。）が取りまとめた「土地開発公社の長期保有地に関する取扱方針」（以下「取扱方針」という。）において、市公社による先行取得業務の廃止を決めていることから、取得要件の追加は必要ない。

監査の対象	出資団体に係る出納その他の事務の執行状況
対象団体	広島市土地開発公社
対象事業	広島市土地開発公社が保有する土地の個別的検討

意 見
<u>長期保有等土地について</u> <u>(早急な市の組織横断プロジェクトチームの編成について)</u> 現状のままでは借入金の金利が積み上がるのみであるため、今後は長期保有等土地の対処について、早急に広島市の組織横断のプロジェクトチームを編成し、次の2点を重点的に検討する必要がある。 ①長期保有等土地の各々の当初の事業目的の精査とそれに基づく処分（広島市の再取得を含めて）時期の明確化（保有する理由に乏しい事業用地は積極的に民間に売却することの検討を含む） ②長期保有等土地の取得経緯の分析を行うことにより、何が問題であったかを明確にし、今後の大規模な土地取得の際の参考とする。 （平成15年度分）

対 応 結 果
平成16年3月3日に、助役を座長とし、事業主管局長及び企画総務局長並びに財政局長を委員とする「検討会議」を設置し、外部有識者の意見も参考にしながら検討を進め、平成17年3月に「当初の目的の用途で再取得するもの」「当初の目的以外の用途で再取得するもの」「引き続き検討を行うもの」に分類するなど、公社保有地の取扱方針を公表した。 なお、この取扱方針において、平成17年度から土地開発公社による土地の先行取得は行わないこととしており、今後、大規模土地の先行取得を行うことはない。

監査の対象	出資団体に係る出納その他の事務の執行状況
対象団体	広島市土地開発公社
対象事業	土地開発公社の在り方の考察

意 見
<u>土地開発公社の在り方の考察</u> <u>(広島市土地開発公社の存続形態についての提言)</u> ①広島市土地開発公社における先行取得は、原則として行わない。 ②必要な事業用地は、広島市自らがその財源で取得する。 ③例外的に広島市土地開発公社が用地を先行取得する場合には、特別の取得要件を現行の取得要件に追加する。 ④広島市土地開発公社は、他の団体との統合又は共同化を進める。 ⑤広島市土地開発公社に現存する長期保有等土地については、事業の断念を含めて事業内容を再検討する。また民間への売却等も併せて検討する。 ⑥上記①～⑤を実施した場合、広島市土地開発公社は、既存保有土地の管理を主たる業務とすることになるため、民間への業務委託による効率化について検討する。 (平成15年度分)

対 応 結 果
平成17年3月に「検討会議」が取りまとめた「取扱方針」において、次のとおりとしている。 ①、②及び③については、平成17年度から土地開発公社による先行取得は行わず、本市に用地先行取得特別会計を設置して、本市自らが先行取得することとした。 ④及び⑥については、当面、土地開発公社の組織について、用地部門を廃止するとともに総務部門の都市整備公社との事務局の統合を行うこととした。 ⑤については、14箇所18件の公社保有地について、10件について再取得することとし、残り8件については、平成17年度末までに方向性を決定した。

監査の対象 出資団体に係る出納その他の事務の執行状況
 対象団体 広島市土地開発公社
 対象事業 土地開発公社の決算書の検証

意 見
<u>広島市土地開発公社の決算書の検証</u> <u>(退職給付引当金、賞与引当金の計上について)</u> 退職給付引当金、賞与引当金について、現在、広島市土地開発公社では、計上そのものが行われていない。広島市土地開発公社の職員数から考えて、財務諸表への影響額は軽微であると考えられるが、施行規則第6条では、発生主義による決算を行うことが求められており、計上する方向で検討することが必要である。 (平成15年度分)

対 応 結 果
平成18年度から、退職給付引当金等を計上することとしている。

監査の対象 出資団体に係る出納その他の事務の執行状況

対象団体 広島市土地開発公社

対象事業 土地開発公社の決算書の検証

意 見

<u>広島市土地開発公社の決算書の検証</u>

<u>(広島市管轄事業土地原価への人件費、その間接経費の配賦について)</u>
--

人件費、その他間接経費については、配賦によって国管轄事業の土地原価への配賦が行われている。広島市管轄事業の土地原価への配賦は、専従者がいないことから行われておらず、販売費及び一般管理費として処理している。

しかし、公社経理基準要綱第45条では公有地等の取得原価として、「取得又は造成に従事する職員の人件費その他付随費用を含む」とされており、広島市管轄事業についても個々の間接費目について原価性の有無を検討の上、一定の配賦基準を設け、継続的にその配賦基準に従って配賦を行う方向で検討することが必要である。

(平成15年度分)

対 応 結 果

平成17年3月に「検討会議」が取りまとめた「取扱方針」において、市公社による先行取得業務の廃止を決めていることから、今後、土地原価への人件費等間接経費の賦課は生じない。
